

# 農山漁村振興交付金実施要領

制定  
27 農振第 2326 号  
平成 28 年 4 月 1 日  
農林水産省農村振興局長通知

改正 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2284 号  
改正 平成 29 年 7 月 24 日付け 29 農振第 921 号  
最終改正 平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農振第 1767 号

## 第 1 趣旨

農山漁村振興交付金の実施については、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 事業内容等

実施要綱第 2 の 1 の (2) に掲げる交付対象事業の事業内容、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、次のとおりとする。

### 1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくり、地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、福祉農園等の整備や福祉と連携した農業活動等の取組を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙 1 及び別紙 2 において定めるものとする。

### 2 山村活性化対策

特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙 3 及び別紙 4 において定めるものとする。

### 3 農山漁村活性化整備対策

都道府県又は市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進のための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援する事業（農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農林漁業地域の人々との交流を楽しむ滞在（以下「農泊」という。）に関連する施設等の整備を支援する農泊推進関連の事業を含む。）をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙 5 及び別紙 6 において定めるものとする。

### 4 農泊推進対策

農山漁村において、「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙7及び別紙8において定めるものとする。

#### 5 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業

I C T等の活用により、農山漁村において、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間の連携といった施設間の連携を通じ、顧客満足度及び生産性の向上の実証を支援する事業をいい、事業内容の詳細、事業実施主体、要件及び事業実施期間は、別紙9において定めるものとする。

### 第3 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

#### 1 農山漁村振興推進計画に記載する内容

実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地域、事業実施主体等の概要
- (2) 地区の現状・課題
- (3) 地区の将来像
- (4) 取組
- (5) 目標（定量的指標数値）
- (6) その他事業実施に必要な事項

#### 2 農山漁村振興推進計画の様式

振興推進計画の様式については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙9までに定めるところによるものとする。

#### 3 農山漁村振興推進計画の提出

都道府県又は市町村等が振興推進計画を国に提出するに当たっては、交付対象事業ごとに別紙1から別紙9までに定めるところにより、提出するものとする。

#### 4 事業実施計画

実施要綱第4の事業実施計画及び年度別事業実施計画については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙9までに定めるところによるものとする。

### 第4 助成

実施要綱第5の振興推進計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費は、交付対象事業ごとに別紙1から別紙9までに定めるところによるものとする。

### 第5 事業実施結果の評価

実施要綱第6による交付対象事業に係る事業実施後の評価等については、交付対象事業ごとに別紙1から別紙9までに定めるところにより実施するものと

する。

## 第6 交付金交付決定前の着手（着工）

- 1 交付対象事業の着手（着工）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手（着工）する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届を提出するものとする。
- 2 農山漁村振興交付金交付決定前着手（着工）届の提出に当たっての様式は、別添1の様式を参考とするものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
  - (1) 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25農振第394号農林水産省農村振興局長通知）
  - (2) 農村集落活性化支援事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第1906号農林水産省農村振興局長通知）
  - (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）
  - (4) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

### 附 則

この要領は、平成29年7月24日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。